

第 6 2 回栃木県商工会議所議員大会

決 議 事 項

第62回栃木県商工会議所議員大会 提言要望事項

I 活力ある企業づくりの推進

～未来に躍動する、夢ある企業の創出～

- 1 中小企業・小規模企業対策
- 2 雇用・人材育成対策
- 3 産業振興策

II 魅力ある地域づくりの推進

～来て良し、観て良し、住んで良し 誇れる“とちぎ”～

- 1 観光振興策
- 2 地域振興策
- 3 インフラ整備

I 活力ある企業づくりの推進

～未来に躍動する、夢ある企業の創出～

1 中小企業・小規模企業対策

企業支援

(1) 原材料・エネルギー価格高騰等に直面する中小・小規模事業者への支援について

中小・小規模事業者は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、賃上げによるコスト増、深刻な人手不足や価格転嫁への対応、さらにはコロナ融資の返済負担など、大変厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中、国・県・市において、既に価格高騰に対応する一定の支援策は取られているが、経営の安定化と事業継続のため、さらなる支援が求められている。

については、次の事項に取り組まれない。

ア 「中小企業者物価高騰等対策支援金」の復活と積極的な拡大施策等を実施・継続すること。

イ 企業のコスト上昇対応と構造的な賃上げ実現に向け、取引価格の適正化を図る「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上を図ること。

ウ 低所得世帯・零細事業者の救済のための補助金等を支給すること。

エ LPガス利用一般世帯の負担軽減や、特別高圧受電契約など電力多消費型の中小事業者の負担軽減のための継続的な支援を図ること。

(2) 「働き方改革関連法」に係る時間外労働規制等による影響事業者への支援について

「働き方改革関連法」の5年間の猶予期間が終了し、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されているが、労働時間が限られる中での業務見直しや省人化・省力化への対応等は、特に運送・物流業や建設業、医療業の事業者に大きな影響を与えている。また、福祉・介護業も同様の状況にある。

については、次の事項について検討されたい。

ア 運送・物流事業者への支援では、着荷主側の理解促進及びモーダルシフト(輸送手段転換)や自動運転などを見据えたインフラ整備、事業者の設備投資に対する支援策の推進など、具体的な取り組みを進めること。

イ 建設事業者への支援では、経済情勢に合わせた公的価格の引上げとその適用、天候の影響など業態の特性を考慮した柔軟な労働条件の設定、人件費及びコスト高騰の救済のための公的助成金等の充実、高齢化と若手人材不足に対する取り組みを進めること。

ウ 医療及び福祉・介護事業者への支援では、人材不足、労働環境の整備、先端の ICT ツール(情報通信技術)の導入及び医師・介護職員の支援のための柔軟な働き方改革の推進など、課題解決のための取り組みを進めること。

(3) ITシステム並びに自動化設備導入時におけるコンサルティング支援について

人手不足が常態化する中、中小・小規模事業者の省人化・省力化を後押しするため、国において「中小企業省力化投資補助金」が創設されるなど、支援の拡充が図られてきている。一方、ITシステムや自動化設備の検討には、情報取得から検証に至るまで一定の期間を要するなど、中小・小規模事業者においては、限られた経営資源の中、適切なタイミングでの導入が困難といった課題もある。

については、業界や企業ごとの課題に対応した、専門的な知識や経験に基づくアドバイスのもと、ITシステムや自動化設備を円滑に導入できるよう、中小・小規模事業者に対するコンサルティング支援制度の整備を図りたい。

併せて、導入に至る成功事例を広く共有するとともに、補助金申請手続きの簡素化を図りたい。

(4) 創業支援に係る補助事業の拡充等について

令和3年の経済センサス活動調査における栃木県の商工業者数は74,456で5年前の80,886に比べ7.9%減少しており、商工業者数の減少に歯止めをかけることは喫緊の課題となっている。

地域に新たな活力を生み出すためには、地域経済を支える企業の創出はもとより、開業率を高めるための施策と創業者をサポートする支援制度の充実が不可欠である。

については、スタートアップ時の経営基盤の強化を図るためにも、次の事項について検討されたい。

ア 「地域課題解決型創業支援補助金」について、予算の拡充を図るとともに創業を希望する者が創業時期を逸することのないよう公募期間の延長を図ること。

イ 創業者の成長ステージに合わせた中長期的なサポートプログラムを確立するとともに、それに伴う助成金や補助金を創設すること。

- ウ 県内商工会議所で実施する創業塾に対する支援を拡充すること。
- エ 年間を通した相談支援窓口を設置し、創業意欲のある人や業態転換を検討している人が気軽に相談できる環境を整えること。
- オ 県主催の展示会の開催等により、創業希望者が最新のビジネスモデルに触れられる機会を提供すること。
- カ 中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対し、創業後5年間の法人税減免措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間を延長すること。
- キ 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円程度の非課税枠を創設すること。

(5) 資金繰りに苦慮する企業に対する継続支援について

新型コロナウイルス対策の実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済が本格化する中、原材料・エネルギー価格高騰や賃金の上昇などが企業の資金繰りを一段と悪化させており、事業継続の断念等が懸念されている。

については、金融機関に対して、リスク（返済条件変更）中においても、本業支援や事業性評価に基づく追加融資等の柔軟な対応の継続を求めるとともに、中小・小規模事業者の資金繰りに対する相談体制の強化や融資手続きの簡素化、融資実行の迅速化等について働きかけられたい。

(6) 不適切なM&A業者への規制強化について

近年、M&Aは、中小企業の後継者不在や生産性・経営力向上を目的とした事業承継を実現するための手法の一つとしてその重要性が高まっており、信頼できる仲介のもとで安心して事業承継に取り組める環境整備が重要である。

しかし、一部の仲介業者では強引な手法で企業にアプローチしてくるケースも見受けられ、M&Aに対する不信感や警戒感が高まり、事業承継の取り組みを躊躇する状況も散見される。

については、中小企業庁に設置されている「M&A支援機関登録制度」による監視等の機能強化を図るなど、中小企業がより安心してM&Aに取り組める環境整備に取り組まれたい。

(7) 地域内の中小・小規模事業者のビジネスマッチングの支援について

大手企業の下請受注を主業とする中小・小規模製造事業者は、発注者である大手企業の業績との連動性が高く、近年では原材料価格の高騰等もあり、利益率が通減傾向にある。

しかし、高い技術力を活かし、新規事業分野への進出による売上の安定・伸長、付加価値の向上による利益率の通増を目指す事業者は少なくない。

一方、首都圏のベンチャー企業においては、先鋭的な技術を有するものの、製造能力不足による研究開発、量産に悩みを抱えている。

については、高い技術力を有し首都圏に至近という好条件の本県の事業者と、首都圏のベンチャー企業とをマッチングさせる取り組みを行政、経済団体、金融機関が中心となり構築されたい。

また、製造事業者に限らず、事業展開や販路拡大に苦慮する地元事業者の支援のため、産学官金が連携し、首都圏も視野に入れた、新しいサービスや技術を絶えず生み出す仕組みづくりの推進を図られたい。

(8) キャッシュレス決済のさらなる普及促進と手数料の抑制について

キャッシュレス決済は、消費者の利便性向上だけでなく、店舗のレジ精算業務の削減などの人手不足対策やインバウンド需要への対応、さらには、現金では取得できなかった購買情報等のデータ収集も可能になるなど、事業者にとってもサービスの向上に繋がるメリットを有している。

一方、中小・小規模事業者にとって決済手数料は依然として高く、利益を圧迫している状況にある。

については、キャッシュレス決済のさらなる普及促進を図るとともに、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入した場合に決済手数料の上限を設定するなど、手数料の抑制につながる方策を講じられたい。

また、日本でのキャッシュレス決済の大半はクレジットカードによるものだが、とりわけ、日本商工会議所が発行するチェンバーズカードについては、商工会議所会員のために開発されたクレジットカードであることを踏まえ、利用者に対する独自の優待サービスのみならず、会員事業者に対し、チェンバーズカードでの決済時には手数料が下がる等、商工会議所会員のスケールメリットを活かしたサービスについて検討されたい。

商工会議所支援

(1) 小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)に即した商工会議所の支援体制強化について

栃木県小規模企業経営支援事業費補助金は、本県商工会議所の健全な運営と中小・小規模事業者へのきめ細かな支援のため不可欠なものである。

近年、商工会議所の経営支援内容は環境変化とともに変容し、従来の記帳・税務・金融支援などの課題解決型の経営改善指導に加え、多様化・専門化・高度化する「伴走型支援」に取り組んでいる。県内の事業所数は減少傾向にあるものの、伴走型支援は時間と手間がかかる手法のため、経営指導員等の果たす役割は質・量ともに増してきている。

また、令和3年度に日本商工会議所が全国の商工会議所を対象に実施した調査によれば、会館の建設年度が旧耐震基準（1981年）以前の建物が全体の約5割に上るとの結果が出ている。

近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害による被害が拡大傾向にあり、商工会議所会館の建設・改修等は喫緊の課題であるが、会費収入や事業収入等が減少する中、自己資金のみによる対応は困難な状況にある。

このような中、本年3月、「小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期)」が閣議決定され、この中で、支援機関の体制・連携強化等が重点施策として明記された。また、地方公共団体の責務として、商工会議所の支援体制を強化する観点から、経営改善普及事業への支援に当たり、経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進めるとともに、その人件費や、商工会館の施設整備費等の事業費への支援を講じるなどの内容が盛り込まれたところである。

については、同計画に即し、商工会議所の支援体制を強化するため、次の事項に取り組まれない。

ア 伴走型のきめ細かな支援を今後も安定して継続していくために、補助対象職員の定数を増やすなど、小規模企業経営支援事業費補助制度を拡充すること。

イ 平時における商工業者への支援拠点としてはもちろん、災害発生時には地域の防災拠点として重要な役割を担う商工会議所会館の建設・改修等費用に対する助成制度を創設するとともに、借入金の無利子・低利子融資や利子補給制度の導入について検討すること。

ウ 栃木県の中小企業支援の拠点として、県内商工事業者への支援に重要な役割を担う栃木県産業会館の建て替えに必要な費用に対する助成制度を創設すること。

(2) 中小企業再生支援及び事業承継支援の推進と再生計画策定支援について

原材料・エネルギー価格の高騰や人手不足に伴う防衛的な賃上げ、価格転嫁対策、さらには事業承継など、中小・小規模事業者において経営上の問題点が山積する中、宇都宮商工会議所が国の認定支援機関として運営する「栃木県中小企業活性化協議会」及び「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」への相談件数が大きく増加している。

ついては、事業者支援にあたっては、様々な選択肢が可能となる「早期相談・早期着手」が重要であることを踏まえ、協議会及びセンターの広報周知を一層強化されたい。

また、協議会の支援を受けて再生計画（プレ再生計画含む）を策定する事業者負担を軽減するため、新たな補助制度を創設されたい。

(3) プレミアム付き商品券の発行に関する手続きの簡素化について

原材料・エネルギー価格や食料品等の物価高騰が続く中、自治体の支援を受けて実施するプレミアム付き商品券の発行は、地域の消費喚起に大きな効果をもたらしている。しかし、有効期間が6か月を超える場合には、新たに「事業活動計画」を策定し、国の認定を受ける必要がある。この認定のためには2か月程度の審査期間を要することから、多くの商工会議所は6か月以内の期間で実施している。

ついては、利便性と消費喚起の効果をより一層高めるためにも、プレミアム付き商品券の発行に関する手続きの簡素化を図られたい。

2 雇用・人材育成対策

(1) 労働力の安定的な確保を見据えた就労体制の改革について

我が国の少子高齢化及び人口減少が差し迫った問題となり、中小・小規模事業者においても労働力の確保が、経営の安定化を図るうえでの喫緊の課題として大きく取り上げられている。

人手不足の対応策として外国人雇用が挙げられるが、単なる人手不足の解消ではなく、労働意欲が高く優秀な人材の獲得や、多様な文化を取り入れることによる企業の国際競争力の向上など、将来の企業の成長戦略の一環としての受け入れに期待が寄せられる。一方、日本においては受け入れに対する厳しい規制・制度等があり、他国との人材獲得競争に打ち克つためにも早急な受け入れ体制の改革が必要である。

また、中小・小規模事業者においては、新卒者や希望する専門分野での人材採用も困難な状況にあり、知名度や賃金・設備の充実している大企業に偏る傾向にあることから、様々な機会を活用し適正な労働力確保の仕組みが求められる。

については、次の事項に取り組まれない。

ア 外国人就労体制の改革や外国人との共生社会の構築等を推進すること。

イ 「地方創生テレワーク」「地元求職者とのマッチング」「企業の採用活動の支援」「専門分野での人材を求める地元企業のPR」等における産学官連携の構築を図ること。

(2) デジタル化に対応できる人材育成について

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進は人手不足の解消のほか、業務効率化にも繋がることが期待されているものの、デジタル化に対応できる人材が不足しているのが現状である。

デジタル化に対応できる人材の育成は喫緊の課題であるものの、経営資源が限られる中小・小規模事業者においては、自らデジタル関連のリスキリングを実施することは困難な場合が多い。

については、国、県で実施している在職者向け能力開発カリキュラムにおけるデジタル関連講座の一層の充実を図られたい。

また、県内企業が積極的に従業員を研修に参加させることができるよう、民間教育機関によるデジタル関連研修を受講する際の費用補助制度の創設等を検討されたい。

(3) 人材シェアリング制度の確立について

現在、少子高齢化や雇用のミスマッチ等により人手不足が深刻化しており、企業の持続的成長のためにも、安定した雇用の確保は急務となっている。

このような中、企業間で従業員を派遣する「人材シェアリング制度」は、雇用の安定と労働力の確保の両立につながる制度であり、とりわけ繁忙期と閑散期の労働力の偏在等を是正するなど、地域産業の持続的な発展につながることを期待される。

については、県主導によりスムーズに人材をシェアできるプラットフォームを構築するなど、人材シェアリング制度の確立を図るとともに、制度利用時のインセンティブなどの支援策を検討されたい。

(4) 若者、とりわけ女性が働きたくなる「とちぎ」の実現について

本県の人口減少の要因の一つとして、県内から首都圏への若年層の転出超過が挙げられるが、地域経済を持続的に発展させるためには、働き手と企業のニーズを的確に捉え、労働力を確保することが重要である。

県においては、「女性に魅力ある雇用・産業創出等に向けた事業戦略」を令和6年3月に策定し、若年層、特に若年女性の転出超過が多いという状況の解決に向けて、情報通信業や専門・技術サービス業、スタートアップ企業の立地への助成や、再就職を後押しする職業訓練の実施、働き方の見直し等に取り組み、少子化対策を積極的に進めている。

ついでには、若者、とりわけ女性が働きたくなる「とちぎ」実現のために、関係機関との連携を深めるとともに、働き方改革を実行する県内企業、特に経営資源の限られる中小・小規模事業者への継続的な支援に努めるなど、戦略の更なる充実強化を図りたい。

(5) 高等学校におけるインターンシップ事業の推進と地域産業を担う人材の確保について

県内の高等学校ではキャリア教育の一環として、専門学科を有する学校を中心にインターンシップ事業（実際に企業で職場体験するもの）に取り組んでおり、一定の進展が見られるものの、依然として高校生が地元の魅力ある産業や優良な企業について学ぶ機会は少ない状況にある。

世界に羽ばたく人材を育成することも重要であるが、郷土愛やふるさと意識を醸成し、特に高校生の時に、地元の産業や企業について理解を深めることは、県外へ進学した生徒が就職活動をする際、地元企業への就職意識を高め、雇用に繋がることも期待される。

ついでには、地域の将来を担う人材を育成・確保する観点から、県内高等学校において実効性の高いインターンシップ事業を推進するとともに、生徒はもとより先生にも地元の産業や企業について理解を深める機会（地元企業の説明会等）を設ける取り組みをより一層推進されたい。

(6) 従業員用福利厚生施設の整備に対する支援策の創設について

現在、全業種において人手不足が深刻化しているが、中小・小規模事業者においては、賃金格差のある大企業等とも競合する中、防衛的賃上げに取り組むなど、いかに人材を維持・確保するかが喫緊の課題となっている。

このような中、健康経営への意識の高まり等から、福利厚生の方格差是正を望む声も多くなっているが、福利厚生の充実は、従業員の健康増進とともに雇用確保の効果も期待される。

については、中小・小規模事業者が従業員用の福利厚生施設（従業員食堂・休憩室・厚生室・トイレ・自転車置き場など）整備をする際の助成制度を創設されたい。

(7) 新幹線通勤通学者に対する所得控除制度の創設について

地方分権の推進及び東京一極集中を是正するため、東京圏から地方への移住定住の促進を図る各種対策が取られているが、地方創生の本格的な取り組みから 10 年が経過した中にもあっても抜本的な改革には至っていない。

今後、就職や進学による地方都市からの人口流出を抑え、また、東京圏で働きながら地方都市への移住定住促進にも繋げるため、地方に住んで都会で学び・働く生活形態を定着させ、人口分布の適正化を後押しする仕組みが必要である。

については、地方からの通勤・通学コストを抑制するため、地方都市の新幹線停車駅（栃木県の例：JR 那須塩原駅・JR 宇都宮駅・JR 小山駅）から新幹線を利用して東京圏へ通勤通学定期券を利用する場合の所得控除制度の創設を検討されたい。

3 産業振興策

(1) 県内自動車産業集積地の空洞化を防ぐ総合的な対策や支援について

自動車産業は栃木県の基幹産業であり、県内には大手優良企業とその関連企業及び優れた技術を持つ中小企業が集積している。

近年、地球温暖化への対応としてモーターを動力とする EV 化の潮流が加速しているが、エンジン部品を扱う企業に大きな影響があり、EV 化のさらなる進展により県内自動車産業集積地において工場の再配置、撤退、縮小が進めば、地域経済の活力が失われ、雇用や税収などに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

加えて、国内の大手自動車メーカーの経営統合に関連する動きや、米国による関税引き上げなど、先行きは極めて不透明な状況にある。

については、本県では「新とちぎ産業成長戦略」において自動車産業が戦略 3 産業の一つとして位置づけられていることも踏まえ、県内自動車産業集積地の空洞化を防ぐためにも総合的な対策や支援をより一層強化されたい。

(2) 県補助制度等の対象企業要件の拡充について

令和6年に「産業競争力強化法」が改正され、国は、従業員数2,000人以下の企業を「中堅企業者」と位置づけ、「中堅企業成長促進パッケージ」を策定した。このうち、賃上げ促進税制では中堅企業枠を創設し、工場等の拠点新設や大規模な設備投資の支援が盛り込まれるなど、中堅企業への積極的な支援により、国内への投資の拡大や持続的な賃上げの実現につながることが期待されている。

ついては、県においても中小企業を対象とした補助制度を中堅企業まで広げる等、県内中堅企業の成長を後押しする施策の展開について検討されたい。

(3) 印紙税の速やかな廃止について

印紙税は、消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中であって、文書を課税主体とする時代に即していない税制であり、金銭的な負担はもとより、購入・管理に係る事務的な負担も発生することから、生産性向上を阻害する要因となっている。

電子契約とすることで印紙税の負担を無くすことは可能であるが、一方が電子契約に対応していなければ負担を避けることができない。とりわけ、一般消費者相手のビジネス（B to C）の場合、電子による契約や領収書発行は困難である。

ついては、中小・小規模事業者の税負担を軽減し、税制を時代に即したものとするためにも、印紙税は速やかに廃止されたい。

(4) 企業隣接地に係る土地利用規制の緩和について

所有者の高齢化や農業従事者の担い手不足により遊休農地が増加しているが、その多くは市街化調整区域、農業振興地域に指定されており、原則として開発行為、建築行為、農地以外への転用は禁止されている。

企業の隣接地に農地が広がっているケースでは、農地転用の手続きの煩雑さ、基準の厳格さにより、簡単に工場等の拡張や増設ができず、駐車場の確保にも苦慮するなど、企業活動に支障をきたしている事例も見受けられ、新規建設や事業展開を検討している事業者ほど、地域外へ流出してしまうことが懸念される。

ついては、企業の成長の時機を逸することなく、地域経済の活性化と雇用の創出を目指すためにも、企業に隣接している土地については、土地利用規制の緩和を検討されたい。

(5) 佐野インランドポートの利用促進及び機能拡充について

佐野インランドポートは、京浜港とのシャトル輸送により、栃木県内企業の物流効率化や環境負荷の低減など、内陸におけるコンテナターミナル機能としての役割を担っている。また、東北自動車道と北関東自動車道がクロスする大変恵まれた立地環境にあることから、東日本の内陸型物流拠点としての機能を併せもち、中継輸送の拠点として「2024 年問題」といわれるトラックドライバーの労働環境改善にも寄与している。

現在、佐野市においては、施設の円滑な運営を実現するため、指定管理者と協力し荷主へのポートセールスに取り組んでいるところである。

また、輸入で使用したコンテナを輸出の際に再利用するコンテナラウンドユースは脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして注目されており、今後の荷主企業のコンテナ輸送需要に応えるため、輸送力の強化に取り組んでいる。

については、佐野インランドポートの利用促進に取り組むとともに、機能拡充への支援を推進されたい。

Ⅱ 魅力ある地域づくりの推進

～来て良し、観て良し、住んで良し 誇れる“とちぎ”～

1 観光振興策

(1) 観光客受け入れ体制整備に対する支援強化について

観光需要の回復は地域経済の発展に大きく貢献しているが、観光産業の人手不足は深刻化している。また、特定の時期や地域に観光客が集中することにより、街中の混雑・交通渋滞に加え、トイレ不足・ゴミ問題等が発生するなど、オーバーツーリズムの影響が出ている状況にある。

については、観光客の満足度向上を図りながら、観光需要の取りこぼしを防ぐためにも、人手不足やオーバーツーリズムに対する支援を強化されたい。

(2) 住宅宿泊事業法の改正について

旅館業法に基づく厳格な設備基準や防火基準の遵守に伴う資金的負担が増加する中、民泊の急速な普及により、旅館業の経営環境は大きく悪化している。

現在、民泊の営業日数は年間 180 日と定められているが、違法民泊など不正な営業や、騒音やゴミ処理問題などが顕在化するなど、地域社会に深刻な影響を与えているケースも見受けられ、民泊に対する法規制の強化が求められている。

については、旅館業の持続的な発展と地域社会の安定を確保するため、住宅宿泊事業法の改正により、次の事項の実現を図られたい。

ア 年間営業日数の上限を引き下げ、短期滞在向け施設としての適正な運用を徹底すること。

イ 違法民泊に対する監視体制を強化するとともに、違反事業者への罰則を厳格化し、不正な営業を抑制すること。

ウ 安全・衛生基準の強化を図り、旅館業と同等の基準を民泊施設にも適用すること。

エ 騒音やゴミ処理に関する管理責任を明確化し、地域住民との共存を促進するための適切なルールを策定すること。

(3) M I C Eによる地域経済活性化について

M I C Eは、参加者の宿泊、飲食、観光等の消費活動に伴って、開催地域周辺に直接的な経済効果を生み出すことに加え、開催を通じた人の交流や情報の流通、ネットワークの構築がビジネスやイノベーションの機会を呼び込むなど、県内産業の振興に寄与するものである。

については、県内市町や民間企業、さらには隣県等とも連携し、M I C E受け入れに不可欠な宿泊施設や交通ネットワーク整備の促進を図るとともに、県の持つ情報収集・発信力を活用して積極的にM I C E誘致に取り組まれない。

(4) 夜景観光の推進について

栃木県は首都圏からアクセスがしやすいことから、日帰り観光客が多く、いかに長期滞在してもらい観光消費へと繋げられるかが課題となっている。

このような中、足利市では歴史・文化資源と「灯りと光」を融合させた夜景観光コンテンツを推進しているが、県内各地においてもライトアップや夜景観光に取り組む事例が増えてきており、観光資源として夜景の価値がさらに高まることが期待されている。

については、本県の新たな魅力として、観光消費の拡大に繋げるためにも、県内各地域と連携のもと、夜景観光を推進されたい。

(5) ビッグデータを活用した観光戦略の実行フェーズへの移行について

現在、観光入込客数等がコロナ禍以前の水準に回復する中、インバウンド誘客を強化し、地方への経済波及効果をより一層高めることが求められている。

このような中、県においてはビッグデータ分析ツールを導入し、市町等と連携のもと、データに基づいた誘客戦略の基盤が整いつつあり、今後は実行フェーズに移行することが期待される。

については、ビッグデータ分析結果を活用した観光資源・イベントの相互連携や、複数市町にまたがる観光モデルコースの構築等、回遊性の向上による滞在時間の延長と消費促進につながる実効性のある施策を推進するなど、インバウンド誘客のさらなる強化を図られたい。

また、令和9年には万博規模の国際的イベント「2027年国際園芸博覧会」(GREEN×EXPO 2027)が神奈川県横浜市で開催される。関東全体に観光客を呼び込む絶好の機会であることから、本県においても県内への誘客戦略を策定し、積極的な誘客に努められたい。

(6) 自転車を利用しやすい道路等の整備促進について

「自転車活用推進法」施行以降、栃木県においても同法第 10 条に基づき「栃木県自転車活用推進計画」が策定され、県内各地にて計画に基づいた事業が推進されている。

自転車の活用は、脱炭素や化石燃料消費削減などの環境負荷の低減はもとより、渋滞緩和による交通機能の維持など、世界に誇れる観光空間の実現に大いに貢献するものである。

また、近年はコミュニティサイクルなど、地域で手軽に自転車を利用できるシステムも整ってきており、利用者のさらなる増加が見込まれる。

については、自転車交通の役割が今後も拡大し、二次交通ツールとしての確固たる地位を確立するためにも、道路等の自転車通行環境（サイクルネットワーク・道路標識・道路標示・専用通行帯・信号機等）のさらなる整備促進を図られたい。

2 地域振興策

(1) 八溝山周辺定住自立圏におけるドクターヘリの導入について

八溝山を囲む栃木県大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、福島県棚倉町、矢祭町、塙町、茨城県大子町の 2 市 6 町は、平成 26 年 1 月に八溝山周辺地域定住自立圏（人口約 28 万人）の形成に関する協定を締結し、圏域の諸課題解決のため相互に連携を図っているが、その中で地域住民の医療の充実が最重要課題と位置付けられている。

特に救急医療は時間との闘いであり、ドクターヘリの先進国であるドイツでは、現場に到着するまでの時間目標を 15 分程度とすることが州法によって定められており、また、スイスでもドクターヘリが全国各地に 15 分以内で到着できるようシステムの整備が進められているところである。

本県におけるドクターヘリの運行は獨協医科大学病院を基地病院としていることから、那須町全域、那須塩原市のほぼ全域、大田原市北東部、日光市北部、更に八溝山周辺地域定住自立圏は 15 分・50 km の基準を超える位置にあり、救急医療体制の確保が喫緊の課題になっている。

については、近隣県におけるドクターヘリに関する広域連携協定等を踏まえながら、本県はもとより、近隣県の救急医療空白地（福島県ドクターヘリの 50 km 圏外にある「しらかわ地域定住自立圏」の救急患者の対応も可能）を解消するためにも、栃木県北地域唯一の三次救急対応が可能な救急救命センターである「那須赤十字病院」を基地病院としたドクターヘリを導入されたい。

また、当該地域を含む、那須岳・八溝山周辺の市町村等で構成するF I T構想推進協議会においても、地域医療の確保を地域の課題と認識しており、主要プロジェクトの一つとして「安全・安心プロジェクト」を掲げていることから、協議会の意向を踏まえてさらなる検討をされたい。

(2) L R TのJ R宇都宮駅西側延伸の早期実現に向けた支援について

令和5年8月に開業したL R T(宇都宮ライトライン)は、これまで通勤・通学や私事利用を中心に順調に乗客数が伸び、当初予測を上回る勢いで市民生活に根付きつつある中で、J R宇都宮駅西側の中心市街地方面への延伸を望む声も日増しに高まっている。

西側延伸については、国への事業申請以降、整備事業が進捗していくと思われるが、県央地域の公共交通ネットワークが一層充実し、県内産業の発展や雇用促進等につながることを期待される。

ついでには、宇都宮市や東武鉄道との連携を密にし、東武宇都宮線との円滑な接続も含めたJ R宇都宮駅西側延伸の早期実現に向けて積極的に支援されたい。

(3) 補完都市構想（首都機能バックアップ）の実現について

首都機能バックアップは、我が国の中枢機能が首都圏に一極集中していることで生じる恐れのある非常事態における機能麻痺を未然に防ぐことを目的とした危機管理対策である。

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など大規模地震が頻発しており、一部の地震専門家によれば、今後、約30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生すると予測されている。

このような中、国土交通省が策定した「首都圏広域地方計画」では、巨大災害にも対応できる強靱な首都圏を構築するため、東京都の周辺県（埼玉、千葉、神奈川）に加え、北関東を含めた首都圏などでバックアップ機能の強化を検討していくこととしている。

本県は、緊急時には国家の司令塔として速やかに対応できる位置にあり、国会等移転審議会からも最高の総合評価を得ている。また、関東のみならず東北地方への支援・補完機能も果たせる位置にもある。

については、首都機能バックアップの重要性及び本県の適地性を十分訴え、東京都をはじめ広く国民に理解されることによって、補完都市構想の実現並びに本県への移住促進に向けた取り組みを推進されたい。

さらに、同地域に危機管理機能等を有する「キャンプ那須」(仮称)を整備されたい。

(4) こだいなすのくに 古代那須国における歴史的資源の保存及び歴史公園整備について

大田原市の南東部に位置する旧湯津上村には、日本三古碑の一つにかぞえられ、唯一国宝に指定されている古碑「なすのくにのみやつこのひ 那須国造 碑」(建立西暦 700 年ごろ)がある。その周辺には国指定史跡「かみさむらいづか 上 侍塚古墳」「しもさむらいづか 下 侍塚古墳」を中心とする古代那須の遺跡が数多く残され、特に「下侍塚古墳」は日本一美しい古墳と言われている。

この那須国造碑と侍塚古墳は、江戸時代、水戸光圀公の命により家臣さつ さすけさぶろうむね佐々介三郎宗淳きよによって調査・保護され、日本で初めて学術的な発掘調査が行われており、令和 3 年には水戸光圀公による侍塚発掘 330 年を記念し、「日本考古学発祥の地」と記した記念碑が建立された。また、県においては令和 3 年度から本格的な発掘調査を行っており、更に同地域においては「古代那須の国ロマンプロジェクト」を発足させ、地域振興策として各種事業を実施しているところでもある。

については、このような歴史的にも大変貴重な資源を後世に引継ぐためにも、当時埋め戻された出土品の再調査を実施し、保存・展示を通して地域の教育に役立てるとともに、歴史公園として環境整備を図り地域の観光振興を推進されたい。

(5) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の積極的な推進について

近年、市街地再開発や倒産ホテルを営利目的に購入し活用された後、そのまま放置されている大型商業施設(ホテルを含む。)が増加している。

このような大型商業施設は、景観の悪化や防犯上の課題をはじめ、老朽化による人的被害等も懸念されるなど、周辺地域に深刻な影響を与えている。

一方、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、全国の多くの自治体で空家条例を制定して対策を講じているが、これらは主に個人が所有する空家を対象としたものであり、法人が所有する不動産等、遊休不動産全体への取り組みについては進んでいないのが現状である。

については、空家対策は地域住民の生命・身体・財産の保護・生活環境の保全・地域創生の最大の課題であることを踏まえ、国が地方行政に対する新たな支援措置を講じるなど、特に法人が所有する遊休不動産に対する空家対策を強化されたい。

(6) 空き家・空き店舗の利活用に係る支援について

急速に進む人口減少や既存住宅・店舗等の老朽化、さらには社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、全国的に「空き家」や「空き店舗」が増加しており、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような中、県内の多くの自治体において、空き家・空き店舗の有効活用と移住定住の促進などを目的に「空き家バンク」等を運営するとともに、リフォーム工事費用の一部を助成しているが、老朽化の程度や物価高騰により工事費用は大きくなってきており、利用者の経済的負担の増大が利用促進を妨げる要因の一つとなっている。

については、中心市街地の活性化と安全で安心なまちづくりを推進するため、自治体によるリフォーム費用に係る補助制度の拡充を図られたい。

3 インフラ整備

河川整備

(1) 河川の治水対策の早期実現について

近年、大規模自然災害の脅威が身近に迫っており、平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」や令和元年 10 月の「東日本台風」では、県内各地に甚大な被害をもたらした。

特に、栃木市の永野川及び巴波川流域の浸水では、被災した一部の地域において空き地の急増や顕著な人口減少など、二次的な被害も見受けられており、地域住民や地域経済を水害から守り、持続的で安全安心な暮らしを実現するためには抜本的な治水対策が必要である。

については、災害に強い県土づくりのためにも河川整備及び流域治水対策を進められるとともに、県において鋭意推進している永野川及び巴波川の治水対策事業についても早期の整備を図られたい。

道路整備

《県北地域》

(1) 大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通り並びに那須塩原都市計画道路

3・3・9 号産業通りの接続について

大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通り並びに那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通りの二つの路線には、五つの工業団地(野崎工業団地、野崎第二工業

団地、井口工業団地、赤田工業団地、四区工業団地)が立地しているが、野崎工業団地、野崎第二工業団地を縦貫する3・3・3号は、大田原地内で止まっており、3・3・9号も延伸の計画はあるものの四区工業団地で止まっている状況にある。

これらの二路線を連結することにより、東北道西那須野インター並びに東北新幹線那須塩原駅へのアクセスが格段に向上し、また、事業化が決定した国道4号矢板・大田原バイパスへのアクセスも容易になることが期待される。

については、物流の効率化のみならず、観光等における経済効果も踏まえ、新たなインフラとして整備促進を図られたい。

(2) 八溝地域における道路整備について

八溝地域(栃木県北東部)は、那珂川沿いの自然・歴史・文化などの日本の原風景にあふれた地域であるが、本地域は高速道路網の空白地域であり、交通条件に恵まれないことから本県の他の地域に比べ大幅な人口減少と高齢化が進んでいる。このような構造的課題を克服するには、雇用と定住、地域連携・交流が必要であり、産業・観光の基盤である道路整備が重要である。

県においては「とちぎみちづくり構想」の中で、本地域を縦貫する「つくば・八溝縦貫・白河道路(仮称)」「北関東北部横断道路(仮称)」の整備により道路ネットワークの機能向上を図る一方、茨城県においては「常陸那珂港山方線」が県北高規格道路の指定を受け大子町までの延伸が計画されている。

本路線が大子町を経由して本県の国道294号や国道461号などの道路と結合することにより、これまでインフラ整備が不十分であった八溝地域の振興や自立的な発展、さらには、常陸那珂港を活用した物流の促進を図ることが可能となり、本県の産業振興に大きく寄与することが期待される。

については、今後の新たな広域道路計画策定において、八溝山系に沿って県内を縦断し福島県あぶくま高原道路に接続する高規格道路「つくば・八溝縦貫・白河道路(仮称)」や茨城県内の「常陸那珂港山方線」を大子町から更に八溝山系を北進し大田原市、那須塩原市まで延長し、北関東横断道路として位置づけ広域道路網の充実・強化を図られたい。

(3) 「栃木西部・会津南道路」及び「栃木西部都市連絡道路」の早期整備促進について

「米沢市～会津若松市～南会津町～日光市～鹿沼市～宇都宮市～栃木市～小山市間」の一部を成す「栃木西部・会津南道路」及び「栃木西部都市連絡道路」は、栃木県と東北地方内陸部を結ぶ重要な広域幹線道路であり、その充実・強化は物流の効率化や地域相互の交流促進、さらに災害時の機能強化等のため非常に重要である。

ついては、地域高規格道路として指定されている両道路の早期整備の促進を図りたい。

《県央地域》

(4) 国道408号真岡南バイパス及び国道294号の4車線化の早期整備について

国道408号真岡南バイパス及び国道294号は、高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」を形成する路線であり、北関東自動車道へのアクセス道路にもなるなど、本県の産業振興はもとより、沿線地域の発展、本県の中央部及び東部地域の広域連携にも極めて重要な路線となっている。

しかし、真岡南バイパスでは、主要地方道真岡上三川線との立体交差化が完了しておらず、一部が暫定2車線で供用されている。

ついては、交差部の立体化を含め、真岡南バイパス（北関東道交差付近～国道294号3.1km）の4車線化の早期整備を図りたい。

また、真岡南バイパスと接続する国道294号の沿線には、全国初となる複数の農協が共同利用して多品目を取り扱う『JA全農とちぎ青果物広域集出荷センター』が稼働したところであり、加えて、真岡市内に新たな産業団地（真岡てらうち産業団地）の造成も進められるなど、今後、交通量のさらなる増加が見込まれる。

ついては、高規格道路としての機能を最大限に発揮するためにも、国道294号二宮拡幅（久下田～寺内間4.1km）の4車線化に向けた早期整備を図りたい。

(5) 県道物井寺内線バイパスの早期整備について

県道物井寺内線は、国道408号真岡南バイパスから、栃木県と茨城県をつなぐ主要地方道つくば真岡線を結ぶ重要な幹線路線となっている。また、国重要文化財の高田山専修寺や国史跡の桜町陣屋跡、国登録有形文化財の桜町二宮神社など、主要な観光施設へのアクセス道路としても重要な役割を担っている。

しかし、本路線の未整備区間は幅員が非常に狭く、自動車がすれ違うことも困難であるとともに、道路の屈曲が連続するなど大変危険な状況にあり、早期の改善が求められている。

また、国道 408 号真岡南バイパスとの接続により、主要観光施設へのアクセス性がさらに向上するとともに、沿線の大和田産業団地への物流の効率化にも大きな効果が期待できる。

ついては、未整備区間の一部においては、圃場整備により道路用地が既に確保されていることを踏まえ、バイパスの早期の整備を図られたい。

《県南地域》

(6) 県南地域における新たな架橋を含む南北軸道路の整備促進について

北関東自動車道全線開通後、沿線の商業・工業、観光などの圏域は広域化が進んでおり、接続道路の整備は喫緊の課題である。また、佐野市のみならず周辺自治体の広域的な避難経路の確保や首都圏での災害時における都市防災など広域行政を支える観点などから、県南地域への南北の広域幹線道路の整備は不可欠である。

ついては、埼玉県羽生市北部から群馬県館林市を經由し佐野市へ至る道路について、新たなルートを含め整備促進を図られたい。

また、同地域における渡良瀬川及び利根川にかかる橋が少なく、地域の互恵的かつ広域的な発展の大きな阻害要因となっていることから、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋の整備促進を図られたい。

(7) 新 4 号国道における交差点の立体化推進と春日部古河バイパス間の整備促進について

新 4 号国道は、6 車線化・4 車線化による利便性の向上や、物流の増加等によって交通量が増加しているが、事故の多発等の問題も生じており、早急な対策が求められている。

ついては、本県の安全で円滑な交通環境を実現していくためにも、特に交差点の立体化について推進されたい。

また、本県と首都圏間のさらなる交通利便性を高めるためにも、春日部古河バイパス間の整備促進を図られたい。

鉄道整備

(1) 「東武・ＪＲ 東京都心・羽田空港直通電車」の実現について

ＪＲ東日本においては、令和 13 年度の開業を目指し、東京都心と羽田空港を直結する「羽田空港アクセス線（仮称）」の整備を進めている。この整備により、空港への所要時間の短縮や乗り換えの解消・低減など利便性の大幅な向上が見込まれ、さらに、東京都心・羽田空港と栃木県を結ぶ直通電車の実現による円滑なアクセスルートの構築は、本県への移住定住の魅力を高め、観光誘客・地域振興にも大いに弾みがつき、さらなる魅力向上につながることを期待される。

このような中、令和 6 年 10 月に東武日光線沿線の県内自治体・経済団体などにより「東京都心・羽田空港直通電車推進期成同盟会」が設立され、関係機関への要望活動などに取り組んでいるところでもある。

については、次の事項について早急に検討されたい。

ア 羽田空港から東武鉄道（日光線）への直通乗り入れ

イ 羽田空港からＪＲ宇都宮線に直通する列車の本数確保

(2) ＪＲ両毛線を含む首都圏外周環状線の整備促進について

東京を起点として新幹線網が整備されている今日、両毛線や水戸線と新幹線網とのアクセスの向上を図ることで、昼間の交流人口や国内外からの観光客の増加など、地方創生の実現が期待されるところである。

また、首都直下地震の発生のリスクの高さが緊急課題として叫ばれている今こそ、首都圏を通過せず、水戸から茅ヶ崎間の人及び物資を運搬することができる輸送機関として、両毛線・水戸線の直通運転に加え、八高線、横浜線、相模線を接続し「首都圏外周環状線」として連結を強化することは、災害発生時に「ヒト・モノ」を輸送する事ができる補完機能を果たすことができ「国土強靱化計画」に資するものである。

については、「国土強靱化」及び「地方創生」の推進に向け、「首都圏外周環状線（ＪＲ水戸線・両毛線・八高線・横浜線・相模線）」の連結強化と災害発生時の代替輸送機能の整備促進を図られたい。